

青森県報

号外第三十二号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

日 次

議 会

- 青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程………(調査課)…
- 青森県議会会議規則の一部を改正する規則………(議事課)…

選挙管理委員会

- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程………(事務局)…

公安委員会

- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……(企画課)…

公営企業

- 青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(公営企業局)…

議

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月一十九日

青森県議会告示第一号

青森県議会議長 富田 重次郎

青森県議会議長 富田 重次郎

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年十一月青森県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二項様式中

分離課税	土地等の事業・雑所得
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	

を

に改める。

分離課税	土地等の事業・雑所得
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
商品先物取引の事業・雑所得	

平成十四年三月一十九日

青森県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県議会議長　富　田　重次郎

青森県議会会議規則の一部を改正する規則

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第一号）の一部を次のとおり改正する。

第二条中「議員は、」の下に「公務、疾病、出産その他の」を加える。

第三条中「招集地に」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

第五条第一項第一号中「十日」を「十五日」に、同条同項第二号中「五日」を「三日」に改める。

第九条中「繰上又は延長」を「繰上」に、同条第一項中「会議時間は、午前十時から午後五時までとする。」を「会議は、午前十時に始める。」に改める。

第十三条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所（第三条（宿所又は連絡所の届出）の規定による届出をした者にあっては、当該届出の宿所又は連絡所）」に改める。

第十五条中「法第二百二十二条の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては五人以上の賛成者とともに」を「五人以上の議員が」に改めが」に改める。

第十八条中「法第二百十五条の二の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては五人以上の賛成者とともに」を「五人以上の議員が」に改める。

第四十一条第三項中「議長が委員会の報告書又は少數意見報告書を配布し、」を

「又は議長において委員会の報告書若しくは少數意見報告書を配付し、若しくは朗読したときは、」に改める。

第五十一条第一項中「あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。」を「質疑については発言通告書により、討論については口頭により、あらかじめ議長に通告しなければならない。」に、同条第二項中「質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別」を「その要旨」に改める。

第七十三条を削除する。

第八十九条中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名。以下次条において同じ。）を記載し、押印」を「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第九十条中「請願の趣旨、」を削る。

第一百八十八条中「速記法によって速記する。」を「議長が定める方法により記録する。」に改める。

第十五章第二百二十二条を第十六章第二百二十三条とし、第十四章の次に次の二章を加える。

第十五章 議員の派遣 (議員の派遣)

第二百二十二条 法第二百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百条の改正規定の施行の日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長　田　中　正　三

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中 「総務班」を「総務・行政班」に改める。

第十六条第一項の表を次のように改める。

技能技師	主事	主査	総括主査	主幹	班長	副参考事	書記	次長	局長	書記長
自動車運転車員										
委員長の任命する者										

1 青森県企画振興課市町村振興課（以下「市町村振興課」という。）の課長の職にある者
2 選挙班担当 委員長の任命する者

1 総務・行政班担当 市町村振興課の副参考事又は総括主幹の職にある者で局長が定める者
2 選挙班長 委員長の任命する者

第十七条の三第二項中「副参考事又は総務班」を「副参考事又は総務・行政班」に、
「及び副参考事又は総務班」を「副参考事及び総務・行政班」に改める。
第十八条第一項中「総務班」を「総務・行政班」に改め、同項第九号中「事務」の
下に「及び委員長が定める事務」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中第六号を
削り、第七号を第六号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同
条第二項とする。

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

青森県公安委員会規則第五号**青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則**

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

公 安 委 員 会

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

公 営 企 業

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附
則

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

別表

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 查 長	巡 查	小 計	一 般 員	合 計
県警察本部	59	98	219	92	178	646	255	901
青森警察署	4	9	74	106	111	304	19	323
浪岡警察署	1	4	10	11	6	32	5	37
蟹田警察署	1	3	11	8	4	27	4	31
大間警察署	1	2	8	5	5	21	3	24
むつ警察署	2	5	17	23	24	71	7	78
野辺地警察署	1	7	14	19	14	55	4	59
弘前警察署	5	8	58	85	66	222	16	238
鰯ヶ沢警察署	1	5	9	16	6	37	4	41
木造警察署	1	4	12	14	9	40	4	44
金木警察署	1	4	10	15	6	36	4	40
五所川原警察署	2	5	17	28	24	76	8	84
板柳警察署	1	2	6	9	5	23	4	27
黒石警察署	2	5	16	25	21	69	7	76
大鰐警察署	1	3	9	9	4	26	4	30
八戸警察署	4	8	59	90	96	257	23	280
三戸警察署	1	4	11	11	12	39	4	43
五戸警察署	1	2	8	7	7	25	4	29
十和田警察署	2	5	18	28	28	81	7	88
七戸警察署	1	4	9	9	8	31	4	35
三沢警察署	2	5	18	24	18	67	9	76
合 計	94	192	613	634	652	2,185	399	2,584

青森県公営企業管理規程第四号

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第
九号）の一部を次のように改正する。

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第
九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

副 参 事	課 長	次 長	理 事	局 長
百分の十二	百分の十六	百分の二十	百分の二十五	百分の二十五

を

副 参 事	課 長	次 長	理 事	局 長
百分の十	百分の十四	百分の十六	百分の十八	百分の二十三

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規程による改正前の青森県企業職員の給与に関する規程の規定により指定されていた職にある職員のうち、この規程による改正後の青森県企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）により管理職手当の支給割合が引き下げられることとな

る職員に対する施行日以後の管理職手当の月額は、改正後の規程の規定にかかわらず、改正後の規程に基づく管理職手当の月額が施行日の前日における管理職手当の月額に達するまでの間、当該施行日の前日における管理職手当の月額に相当する額とする。

3 特別の事情により前項の規定によることができない場合には、その職員の管理職手当の月額を決定する。

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十七円八十五銭	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人